

嘆願の正當性と認め居りますか各条項の内容は私共
ノ希望する所とは甚分しい懸隔があり遺憾なく到底
承服出来ぬのであります

依つて會社に於ては曩の嘆願各条項に就いて是に誠意
を以て再審議され

へ未給と私共の希望通り増額され

ニ其の他の條項に對しては具體的に容認の御回答を俾
べく是に再嘆願致します

私共一同は決して後りに事好む者なく只管に事

態の圓滿解決を希望して居りますから、此れを諒と

せられ速かに裁意ある御回答と下さる様重ねて御願

ひ致します

昭和十一年九月二日

東京交通労働組合自動車部三河島支部

東京環状乗合自動車株式会社
三河島營業所 従業員一同

東京環状乗合株式会社
社長 河内豊太郎 殿

(9) 所轄署へ措置(第二回)

九月三日所轄三河島署に於てハ、本署議の相當紛糾の萬一急
業等、所為ニ依ツル時ハ一般公衆ニ及ボス影響甚大ナル

モノアリト思料し會社側より田原務課長並後業員代表の本

署ニ相前後して各別ニ招致し會社側ニ對してハ善処圓滿解

決ニ邁進スべく 後業員側ニ對してハ如何ナル場合ニ當面

スルモ自重シ急業等、所為ニ依ツテサル提警告ヲ發シタリ

(10) 後業員側再嘆願書提出並會社側、態度

(1) 後業員側代表

桑山長昭(運轉手) 矢野武男(同) 内田勝一(同)